

中野区教育委員会会議録

平成29年第3回定例会

平成29年1月27日

中野区教育委員会

平成29年第3回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年1月27日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時28分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

6人

○議題

1 議決事件

- (1) 第1号議案 平成28年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について
- (2) 第2号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について
- (3) 第3号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ① 区政目標の見直しについて（子ども教育経営担当）
- ② 中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領についてのパブリック・コメント手続の結果について（子ども教育経営担当）
- ③ 中野神明小学校・新山小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）について（子ども教育施設担当）
- ④ 大和小学校・若宮小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）について（子ども教育施設担当）
- ⑤ 桃園小学校・向台小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）について（子ども教育施設担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

田辺教育長

ここでお諮りします。

本日の議決事件、第1号議案「平成28年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」は、非公開での審議を予定しております。

したがって、日程の順序を変更し、議決事件第1号議案を日程の最後に行いたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件第1号議案の審議を日程の最後に行うことに決定しました。

<議決事件>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

議決事件、第2号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正」についてご説明いたします。

こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限及び介護時間について定めるとともに規定を整備するため、改正をするものです。

資料をごらんください。1ページをおめくりいただきますと、新旧対照表もございますが、資料1ページ目の改正内容の記書き以下でご説明させていただきます。

改正点は4点ございます。第1点、第11条第1項関係です。一部休暇等に係る子の範囲が拡大されたことに伴い、育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲を拡大するためのものです。具体的には、(1)のア、イに示されておりますが、養子縁組の成立を見越している、検討している状況の子を含め子の範囲とするものです。

続いて(2)、第11条第2項関係についてです。介護についても(1)と同様に子の範囲を広げるものです。

(3)、第1条の2関係、介護につきまして準用するものです。

(4)、第18条関係、介護時間についてです。要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認できることとするものです。

施行期日ですが、公布の日から施行いたします。

ページをおめくりいただきまして、今後のスケジュールですが、本日議決いただきましたら、平成29年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出する予定です。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

これは幼稚園の教育職員に関してですけれども、小学校・中学校の教育職員については同等の整備がされているのでしょうか。

指導室長

都の教育委員会で整備を進めているところです。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにごございますか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

議決事件、第3号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

本件については、教育長について自己の一身上に関する事件に該当します。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、教育長は本件議事について教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで退出いたします。

退出後の委員会の進行は、教育長職務代理者の田中委員が、引き続き会議を主宰いたします。

それでは、田中委員に会議の進行を引き継ぎます。

(教育長退席)

田中委員

教育長職務代理者の田中です。

ただいま、教育長が退出されましたので、職務代理者として会議の進行を行います。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第3号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、議案書の下の部分でございます。中野区長等の給料等に関する条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして区長から意見を求められたので、意見を申し出るものでございます。

内容でございますが、別紙、別添資料をごらんいただきたいと存じます。「中野区教育委員会教育長の給料等の改定について」でございます。

今般、中野区特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給料等の改定を行うため、これらを定めてございます、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

なお、今回の中野区特別職報酬等審議会の答申の内容でございますけれども、特別区人事委員会により答申がされました。一般職職員の給料表の平均改定率0.2%の同率で増額することが適当であるというご意見、答申の内容でございました。これを踏まえて、条例の改定を行うものでございます。

まず、1の「改定内容」でございますが、(1)給料月額の改定、また(2)期末手当の改定、

更には(3)でございますが、平成29年3月支給分の期末手当の特例措置ということで、差額分の調整を記載のとおり行うものでございます。

施行期日でございますが、2に記載のとおり本年3月1日から施行するものでございます。

新旧対照表でございますが、裏面をご確認いただきたいと存じます。ただいま申し上げました、1の(1)から(3)の内容が、新旧のアンダーラインのとおり記載させていただいているものでございます。

表面に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございます。本件を可決いただきましたら、区長へ意見を回答いたしまして、本年区議会第1回定例会に改正条例案を提出する予定でございます。

補足の説明は以上でございます。

田中委員

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

特になければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第3号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田中委員

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本件議事は終了しましたので、教育長は入室してください。

(教育長 入室)

田中委員

教育長が着席しましたので、会議の進行を教育長へ引き継ぎいたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

委員活動報告につきましては、事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

私、1月24日に特別区人事厚生事務組合の教育委員会に出席してまいりました。

組合教育委員会では、幼稚園の職員の採択の基準と、今後の予想についての会議が行われました。園長・副園長の基準ということで、個々の事情によっていろいろと手を加えなければならないことがあるようで、なかなか難しい問題を幾つか抱えているようです。

その場で、来年度も私が継続して行うことになりましたので、委員としてまた活動させていただきたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

私は、1月24日の火曜日、桃園第二小学校が人権尊重教育推進校であることで、研究授業を参観してまいりました。ちょうど特別活動を行っていましたが、桃園第二小学校はこれまで、道徳、総合的な学習の時間、そして今回の特別活動ということで、研究授業を積み上げて、校内の先生方が研究に対して非常に前向きに取り組んでいたのが印象的でした。

私の立場からすると、こうしたいいものを区内の全体に広げていければいいなと思った次第です。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

それでは、続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「区政目標の見直しについて」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「区政目標の見直し」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

区におきましては、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）を効率的、効果的に実現するため、区政目標等の見直し改善を実施しているところでございます。

今般、区政課題に対応いたしまして、より高い成果を得るため、見直しを行いましたので、その内容につきましてご報告するものでございます。

主な見直し内容でございますが、何点かに分けて整理してございます。まず1の(1)で

ございます。「新たな行政課題に係る区政目標の見直し」といたしまして、オリンピック・パラリンピックの開催、また新区役所整備、また日常的な安全・安心対策の充実に向けまして、(1)、アからエに記載のとおり、政策室あるいは経営室等の関係分野の目標の見直しを行い、それぞれ取り組みを強化することで考えているものでございます。

次に、(2)でございますが、「地域での事業展開に係る区政目標の見直し」といたしまして、地域での区民活動、子育て支援等の一層の充実を図ることから、地域支えあい推進室等の関係分野の目標を整理いたしまして、効果的な事業展開を図ってまいる考えでございます。

具体的には、まず(2)のAでございます。現在、子ども教育部子育て支援分野で所管してございます、育成活動支援、また現在、地域ケア分野で所管してございます地域子ども施設計画等の事業を地域活動推進分野の目標に編入いたしまして、地域間の子育て事業等の調整機能を強化する考えでございます。

また、2点目でございますが、ウでございます。地域支援分野に、現在地域ケア分野で所管してございます児童館、キッズ・プラザなど地域子ども施設運営を加えまして、地域のネットワークやコーディネート機能の強化を図る考えでございます。

続きまして、裏面をごらんいただきたいと存じます。(3)でございますが、「健康づくり・スポーツにかかる区政目標の見直し」ということで、健康福祉部の関係分野の目標の見直しを行いまして、スポーツ・健康づくりムーブメントの推進を図ってまいります。具体的には、健康推進分野の新設、またこれまで「健康・スポーツ分野」でございましたが、「文化・スポーツ分野」という名称に変更いたしまして、スポーツ施設の整備や生涯学習等の推進を一層図っていくという考えでございます。

続きまして(4)は、「都市基盤整備にかかる区政目標の見直し」でございます。住宅対策や交通政策など安心・安全・快適なまちづくりを図るため、アからオに記載のとおり都市基盤分野の関係分野の目標を見直して、強化をしてまいる考えでございます。

それぞれ変わった部分の内容で、表の資料が別紙でございます。後ほどご確認いただければと存じます。

補足につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告について、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

目標の見直しということですが、例えばキッズ・プラザとかこういった部分は、教育委員会でも今まで大分いろいろと議論したりしてきた内容ですが、目標の見直しによって、教育委員会の議論が届きにくくなるようなことはないのでしょうか。私たちも継続してその領域を議論して、きちんと意見を言えるような状況になっていくのでしょうか。少しその点を教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

今回の見直しは、地域支えあい推進分野で、これまでありました地域での育成活動等について、一部子育て支援分野で担った部分を移管いたしまして、地域における事業等の調整機能を強化するという考えでございます。

もう1点、今、ご指摘いただきました児童館、キッズ・プラザなど、現在も地域子ども施設運営を支えあい推進室で所管しておりますけれども、それぞれネットワーク、あるいはコーディネート機能を強化することで、これも支えあい推進室の所管の分野でございますけれども、地域支援分野に移しまして、地域での子ども施設の運営を強化していく。それによってコーディネート機能も強化するという考えでございます。

これらの子ども施設を含む政策全体計画というのは、やはり子ども教育部、教育委員会事務局が担っておりますので、支えあい推進室とはこれまでも連携を図ってきたところでございますが、今後もより一層図っていく必要があると考えてございます。

田中委員

施設の整備もそうですし、やはりできた後の運営は教育委員会が深くかかわっていく必要があるのかなと思うので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

田辺教育長

この後に、新しい小学校の統合新校の施設整備のご報告もさせていただきますけれども、中野区の学校がこれからは図書館も含めて、キッズ・プラザと複合施設になっていく。ただ、全体的な施設の大もととは教育委員会が所管しますので、単なる学校というだけでなく、地域の拠点としての施設の運営ということも、教育委員会としてもきちんと責任を持っていく必要があると思っておりますので、そうした体制で臨んでいきたいと思っております。

ほかにございますか。

渡邊委員

再度確認なのですが、今までの地域ケア分野で行っていた一部の事業を、今度は地域活動推進分野の中に繰り込んで、事業内容を整理するという考え方でよろしいのでしょ

うか。

例えば、(2)のアに関しても、子ども教育部の育成活動のところと、田中委員が言われたように私たちが特にかかわっている児童館、キッズ・プラザの運営をこちらに移管して、業務を遂行しやすい状況に変えただけで、新たにというわけではないということでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ただいま委員にご指摘いただきましたように、それぞれ事業を組み変えることによりまして、それぞれの機能を強化していくというのでしょうか、そういったことが今回の整理の大きな目的でございます。したがって、地域ケア分野ということでは保健福祉や子育ての相談・支援施策というものを総合的・一体的に担っていくということで、これまで地域支援分野が担っておりました健康づくり施策も地域ケア分野に移していくことで相互に入り繰りを行いまして、機能を強化していくと。それが今回の大きな動きということでございます。

渡邊委員

部署替えとか担当替えは、より強化の目的でやるのですけれども、横へのつながりとかいろいろと支障を来すことも多いということで、私たちにかかわる所管については、しっかりやっていただきたいのでその旨意見として述べておきます。

あともう1点、よろしいでしょうか。健康推進分野が新設されて、健康スポーツ分野は健康診断なんかも一部持っていたのですが、今回「文化・スポーツ分野」に名称変更ということで、文化財の保存とかそういったものがよりスポーツ活動と密接になり、この分野は私たちの活動に近付いてきたのではないかなと思うわけです。

この分野に変更して、スタッフとか人員の強化とか、そういうことは実際にあるのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在のところ、機能面の説明でございまして、具体的な定数の関係は、今後更に目標に見合う人員体制をしっかりと確保していくこととなります。

渡邊委員

実際には区民健診みたいなものとか、非常に多くの手間を取るような部分が抜けてしまうと、少ない人員で配置されることによって、私たちのところの部署に対して、仕事に不利益が生じるのではないかと思います。そんなことのないようにぜひよろしくお願いいた

します。

田辺教育長

ご要望ということによろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員

(1)のAに「東京 2020 オリンピック・パラリンピック及びユニバーサルデザインの推進について」ということで、「区長部局政策室企画分野に目標を設定し」とありますけれども、現状において各学校が取り組んでいるオリンピック・パラリンピック教育と、それから区長部局とのかかわりというのは、現在はあるのか、または今後どういう見通しを持っていくべきなのか。その辺もしお考えがあれば教えていただければと思います。

指導室長

既に現在もオリンピック・パラリンピック教育ということで、例えばスポーツ振興においては部活動の支援の関係ですとか、それからオリンピック・パラリンピックにつきましては、アスリートなどについての情報の提供・交換など、打ち合わせを定期的に持つことで密に進めさせていただいております。また、政策室で中心になって進めているオリパラ関係にも、学校教育分野として石崎副参事が参加しておりますので、そこでの情報共有なども進めているところで、現在においても進めておりますが今後よりスポーツの分野とは密接に対応してまいりたいと考えています。

小林委員

今、お話を伺っていて、そのとおりだと思います。要するに、教育委員会組織として学校だけが、ではなくて全体を巻き込んでいく。全区的にこれから盛り上げていかなければいけないものだと思いますので、今以上に区長部局との連携を密にしていって、そして各学校でいい実践ができればと思っています。

それから、ここではユニバーサルデザインの推進というのが打ち立てられているのですが、これまでのユニバーサルデザインというのはどちらかというと「できるだけみんなが使いやすいもの」といった発想がありましたけれども、今はもう少し広い概念で、例えば各学校でもわかりやすい授業をしていく、充実した授業を展開していくという場合のユニバーサルデザインとしての考え方というのが相当浸透しつつあるので、ぜひこの点も本区の学校で従来の狭義のユニバーサルデザインに捉われることなく、新しい教育課程の中でこれをどんどん推進していってもらいたいという思いがあります。ぜひ事務局としてもい

ろいろと働きかけをしていただければありがたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ご意見ということによろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは本報告は終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の2番目、「『中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』についてのパブリック・コメント手続の結果について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「『中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』についてのパブリック・コメント手続の結果」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

12月の教育委員会におきまして、本件にかかわります意見交換会の結果について、ご報告をいたしました。その後、パブリック・コメント手続を行うことも、併せてご報告したところでございます。

今般、その結果がまとまりましたので、ご報告させていただくものでございます。結果につきましては、別紙1をごらんいただきたいと思います。昨年12月7日から12月27日まで行いまして、二つの団体の方からご意見をいただいたところでございます。

項目1で、対応要領の考え方につきましてのご意見はございませんでした。項目2の「中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」という資料でございますが、7件ほどのご意見をいただいたものでございます。

主な内容でございますが、まず別紙1の表の左側、ナンバー1でございます。留意事項の1ページに、正当な理由の判断の視点ということで、「客観的に判断する」と記載してございますが、何をもって客観的判断とみなすのかといった文言がない、というご指摘ございました。

これにつきまして、区といたしましては、相談者の方から相談があった場合、事実確認をした上で検証等を行うことで、まず庁内に会議体を設けましてそこで対応をしていくこと。また、それとは別に第三者機関も設置いたしまして、取組の点検・評価を行う考えであるということで、これをもって客観的判断を行っていきたいと考えてございます。

次に、2ページでございます。ナンバー2、4ページに「合理的配慮の具体例」ということで、意思疎通の配慮の具体例といたしまして、筆談、読み上げ等が書かれているわけですが、ここに手書き文字も加えてほしいといったご意見でございました。これにつきましては、具体例の中に「手書き文字」も追記することとしたものでございます。

次に、7番、最後の内容でございます。5ページ、同じく合理的配慮の具体例で、意思疎通の配慮の具体例の中に「これ」「それ」「あれ」といった指示語については、視覚障害者には伝わりにくいので使わないという追記をしてほしい、ということございました。これにつきましても、意思疎通の配慮で使わないという例示の中に、指示語も加えることで対応を図ったものでございます。

これらの対応を反映させた内容が、別紙3となっております。後ほどご確認いただければと存じます。

今後の予定ですけれども、最初の表の説明文に戻っていただきまして、本年3月にはホームページ等で区民の皆様にご公表していきたいと考えているものでございます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

小林委員

拝見すると、提出された意見の概要で数が多かったのが、合理的配慮の具体例で、障害の状況に応じていろいろときめ細かな要望も含めて出てきて、それに真摯に対応されているので非常にいいかなと思います。

ただ、今後こうした対応要領を進めていくわけですけれども、障害のある人たちの立場に立つと、いろいろなケース、いろいろな実態があると思います。もちろんマニュアルは大事なのですが、マニュアルだけに終始するのではなくて、常に実態を見据えて柔軟に対応していく姿勢も一方では必要かなと思います。その点、ぜひこういったものができた中で、各学校を指導する際にはこれを十分に満たしていくとともに、実態に応じてしっかりと真摯に対応していくのだという姿勢を今後も貫いていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

田辺教育長

ほかにごありますか。

渡邊委員

差別解消法の法律に基づいて、こういうことを行っていかなければいけないのですけれども、障害と一言にまとめますけれども、当然、身体の障害、精神の障害、知的の障害と三つの大きな障害があり、その中でも身体だと皆さんもわかりやすいのですけれども、手が不自由な人、足が不自由な人、目が不自由な人、耳が不自由な人、それぞれに困る点が違ってくることで、それを一気に全部整備することは物理的に不可能だと思っております。だからやらないでいいというわけではなくて、その状況に応じて、簡単に気付くところからできるところから着手していくことが重要で、そういった意味では今回の示されたものは非常によくできていると思います。

また、それぞれからいただいたご意見に書かれた合理性の配慮ということなのですから、次の別紙2にも書いてあります「合理的な配慮」について、現場において現在困った方がいらっしゃって、小林委員がおっしゃったようにそれを受けとめたときに真摯に対応することの重要性があるのだろうと思っております。

それ以上に、こういった法律で対応していく場合、障害者を理解することがやはり一番重要でありまして、5番にもありますけれども、研修や啓発、それと学校側の人間たちに障害を持つ方々の理解を、生徒を含めて進めていくことがまず最初に一番重要なかなと思います。

私としては、物理的に物事がどうこう、これが変わった、こっちはやってくれなかったというよりは、まずそれぞれの状況に応じてその現場で少しずつ対応していくことで、区民にご理解していただくことが、恐らく重要なのかなと思っております。ですから、教育委員会としては、学校現場においてそこにかかわる人たちへの障害者に対する教育だとか啓発を、まず第一に重要項目として取り上げていただきたいなと考えております。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

続いて、事務局報告の3番目「中野神明小学校・新山小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）について」、4番目の「大和小学校・若宮小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）について」、5番目の「桃園小学校・向台小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）について」につきましては、関連する事項となりますので、一括してご報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、「中野神明小学校・新山小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画(案)」並びに「大和小学校・若宮小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画（案）」、また「桃園小学校・向台小学校統合新校校舎等の整備基本構想・基本計画(案)」につきまして、一括してご報告させていただきます。

まず、中野神明小学校・新山小学校の統合新校は、この4月からみなみの小学校として開校されますが、こちらの統合新校の新校舎につきましては現在の中野神明小学校の位置、また、大和小学校・若宮小学校の統合新校であります美鳩小学校につきましては、新校舎が現在の大和小学校の位置に、平成32年度に開設する予定でございます。また、桃園小学校・向台小学校の統合新校につきましては、現在の桃園小学校の位置に、平成33年度に新校舎開設を予定してございます。

この3校につきまして、これまで各学校の新校舎、また併設いたします地域開放型学校図書館、キッズ・プラザにつきまして、基本的な考え方、配置について学校統合委員会、また教育委員会、学校、また経営室の施設分野などとも検討を進めまして、今回基本構想・基本計画（案）として取りまとめたものでございます。

説明につきましては、最初の中野神明小学校・新山小学校にかかわります統合新校校舎等整備基本構想・基本計画（案）をもとに説明をさせていただきます。

まず、この基本構想・基本計画（案）の構成でございますが、別添資料の表紙の裏面をごらんください。目次といたしまして、1から6までの順番で記載してございます。この中で、特に11ページをお開きください。こちらは「統合新校校舎等整備の基本的な考え方」という章の中で、「統合新校校舎等整備にあたっての具体的事項」についてまとめた部分でございます。こちらにつきましては、更に三つの大きな項目を「地域の拠点となる学校施設の整備」「教育環境の整備」「その他の事項の整備」と設けまして、それぞれ考え方をお示ししてございます。

まず、「地域の拠点となる学校施設の整備」につきましては、冒頭で申し上げましたように、新校舎にかかわりまして地域開放型学校図書館、キッズ・プラザも併設となるということで、地域の拠点として区民や子どもたちが利用しやすい親しみの持てる施設をつくるということを示してございます。更にこの部分につきましては、今後統合する各学校のこれまでの伝統ですとか、地理的特徴、また地域のかかわり合い等踏まえまして、この部分について各新しい校舎の特徴などについてもう少し書き込んでいくことを予定してござ

います。

また2番目の項目として、災害時の体育館につきましては、ここが避難場所の機能を持つということ、また学校そのものの自体の安全性の確保という観点もございますので、そういった部分につきましては、例えば通用口について児童及び開放型に加えて、非常時の通用門の配置などについてもこの部分でもう少し検討していくことを考えてございます。

また、次の「教育環境の整備」でございますが、幾つか項目を掲げてございますけれども、「高機能で多機能な学習環境をつくる」という項目の中で、項目の2番目と4番目でございますが、これから施設配置案を説明する中でも触れていきますけれども、図書室とコンピュータ室を一体的に整備いたしまして、学ぶ・調べるといった学習が効果的・効率的に行えるような配置、また、4番目でございますが、同様にランチルームと多目的室を一体的に整備し、いろいろな機能として多目的・多機能に使えるような配置を考えてございます。

27ページをお開きください。この中では、「今後の留意事項」ということで基本設計・実施設計を進める上での留意事項を整理したものでございます。この中で、2番の「平面・断面計画に関して」のところから2番目の項目でございますが、校庭の整備に当たりまして、表層部分の材質、これは天然芝とか人工芝等について、今後検討してまいります。また、4番の「設備計画に関して」の項目の中の2番目でございます。施設管理業務につきましても、中央監視などの方法について検討を進めていく予定でございます。

それでは、別添資料によりまして、各学校の配置計画についてご説明させていただきます。今、申し上げましたような、校舎及び地域開放型図書館、キッズ・プラザを併設した形での案でございますが、更に学校統合委員会などの検討の中では、やはり校庭の面積を現在の学校と同等ないしそれ以上の広さを確保してほしいでありますとか、また児童あるいは開放利用者の動線・セキュリティ確保などについて配慮してほしいという要望がございました。そういった要望も踏まえまして、各統合校ごとに原則3案の配置案を作成いたしまして、今後の更なる検討で一つに絞り込んでいくことで考えてございます。

では、中野神明小学校・新山小学校の統合校につきましては、別添資料の18ページからごらんください。こちらにつきましては、中野神明小・新山小学校を現在の神明小学校の敷地を利用して統合新校の建設を予定してございますが、敷地の形状が少し変わっている部分がございますので、配置案としては4案を作成してございます。

まず、敷地の建設の条件としての用途地域でございますけれども、全体の敷地の西側の

一部が近隣商業地域、残りの部分が第一種中高層住宅専用地域という用途地域の指定を受けてございます。また、普通学級につきましては、今後の児童数の見込みとして24の普通学級を設けることで配置案を計画してございます。

4案のうち、最初のA案とB案につきましては、敷地を二分しまして校庭用と校舎用で分けて配置を考えたものでございます。それから、C案・D案は現在の中野神明小学校の校舎配置を基本に、どのような配置ができるかと考えたものでございます。

18ページのA案でございます。A案・B案は、ちょうど敷地の東側に校庭、敷地の西側に校庭がB案になりますけれども、そういう形で設けまして、校庭の部分につきましては広さを記載してございます。それから、基本的に120メートルトラックとして、どのくらいの長さのトラックが取れるかを想定したものを記載してございます。また、既存グラウンドにつきましては、現在の中野神明小学校は校庭が二つに分かれておりますが、この数値につきましては合算した数値で示してございます。

校舎の配置でございます。それぞれ西側・東側に集約した形になってございますが、採光の部分も考えて二つとも真ん中に中庭を設けまして、そこを囲むような形で各教室、特別教室、それから開放の施設を配置したものでございます。

A案につきましては、体育館がこの中に含まれた形になってございまして、体育館の上、3階部分にキッズ・プラザ等の開放施設を配置してございます。また、地域開放型図書館につきましては、校舎棟の1階西側の部分に配置した案でございます。各普通教室は、東向き・南向きに面したところに配置する形でございます。

20ページ、B案でございます。こちら建物の配置は似たような形でございますが、こちらは体育館を現在芝生校庭として使っている場所に配置いたしまして、校舎の部分と少し切り離してございます。同様に体育館の上に、キッズ・プラザ等の開放施設を設けまして、地域開放型図書館は敷地の東側、東南角に配置するという案でございます。こちら普通教室につきましては、東向き・南向きに配置する形でございます。

次に、22ページがC案でございます。C案・D案は、先ほど申しましたように、現在の中野神明小学校の校舎配置に近い形で配置したものでございますが、C案・D案とも体育館は現在の芝生校庭の場所に配置いたしてございます。

C案でございますが、校舎につきましては敷地の西側、それから南側にL字型のような形で配置してございまして、普通教室は東向き・南向きでございます。ここでは、校舎棟と体育館との間を通路で結んでございます。そこにキッズ・プラザ等の開放施設を入れま

して、地域開放型図書館については、一番西南の角に配置してございます。

それからD案は、同じような形でございますが、体育館と校舎棟の間、C案ではキッズ・プラザ等を配置した場所に、ここにも管理用の部屋ですとか普通教室を配置した案でございます。ただ、C案とD案を比べまして、各部屋自体がD案のほうが広く取ってございます。そういたしますと、ここはちょうど北側が日陰に配慮しなければなりませんので、東西にわたる部分につきましては、C案よりも若干南のほうに動かさないと日陰の部分が北側に及びますので、そういった配置になってございます。

したがって、校庭の広さがC案に比べますと、D案は少し狭い広さしか確保できないものでございます。

また、申し遅れましたが、それぞれ図面で赤の三角で示したところが児童の通用口、紫の三角で示したところが開放用の通用口になってございます。A案では児童の通用口については東南の角と南側、開放については敷地の北側と西側。B案では、体育館のほうに開放スペースがいきますので、体育館の近くに開放の入口、児童の通用口につきましては校庭のほうの南北。C案につきましては、校舎の配置が西側に移っておりますので、児童の通用口は西側と東側、それから開放用は、体育館寄りにキッズ・プラザ等が入りますので東北側と、地域開放型図書館のある近くに配置し、D案では、体育館の上にキッズ・プラザ等を配置いたしますので、開放の入口は東側、児童の入口は東と西、という配置でございます。

それでは、次に大和小学校・若宮小学校の統合新校の校舎配置についてご説明いたします。別添「大和小学校・若宮小学校の基本構想・基本計画（案）」の18ページをお開きください。こちらにつきましては、先ほど申しました建設の要件である「用途地域」は、全体が第一種低層住居専用地域ということでございます。また、学級数は27学級の想定での配置計画でございます。3案用意してございますが、3案とも現在の大和小学校の校舎配置とほぼ同様の位置に配置してございます。

3案とも大体同じ形なのですが、違いといたしましては、体育館の向きがA案とB案で異なっております。A案もB案も体育館が敷地の西北に配置してございますが、A案は体育館の向きがやや南北に向いた形、B案は東西に向いた形でございます。更に、C案はA案とほぼ同じ形でございますが、体育館棟と校舎棟とを切り離れた形で配置したものでございます。C案につきましては、こうして配置いたしてまいりますと、体育館と学校図書館とが接続してございますが、校舎棟のほうからこちらに移動するのに一旦1階に降り

てまた上に上がらなければならないという部分で、動線が非常に不便だという問題がございます。

それからA案・B案につきましては、普通教室は2階・3階に南向き・東向きで配置してございます。また、地域開放施設につきましては、A案・B案とも敷地の西南側にまとめて配置する形でございます。A案・B案では地域開放型のスペース、形が若干変わってございますが、実際確保できる広さとしては同じ広さを確保してございますが、体育館の向きによりまして、A案は一部建物が少し校庭寄りにせり出すような形になってございます。B案ではその部分では少しまとめることができるものですから、A案に比べましてB案のほうが校庭を少し広く取ることができるものでございます。

また、現在正門のある場所は敷地の東側でございますが、敷地の西側に、A案では妙正寺川沿いの道路のほうに通用口を設ける案、B案では妙正寺川沿いの道路から少し入った部分に通用口を設ける案を示してございます。これは統合校の西北が若宮地区でございますので、そちらから通ってこられる児童が多いので、通用口については東側に加えて西側にも設けてほしいと、統合委員会からも要望があったことを踏まえて、それに対応する案として作ったものでございます。

また、開放用の入口につきましては、両案とも南側の通用口から入るものでございます。

最後に、桃園小学校・向台小学校の基本構想・基本計画の配置案でございます。18ページをお開きください。こちらにも3案用意してございますが、現在の桃園小学校の校舎配置とほぼ同じような配置にしてございます。

A案では、敷地の西側に体育館を配置いたします。現在も大体この場所に体育館がございます。そして、校舎棟は敷地の北側に、東西の形で計画したものでございます。こちらにつきましては、敷地が第一種中高層住居専用地域でございますので、大和小学校の場所に比べますと少し建物の条件はよいものがございます。したがって、4階建てで計画してございます。

普通教室につきましては、27を想定してございます。A案では、普通教室につきましては敷地の南側、2階から4階に配置するものでございます。ただ、北側がすぐ民家でございますので、4階は中廊下で部屋を配置してございますが、4階の北側部分につきましては使わない形で、日陰の部分を解消するという配置でございます。

A案につきましては、地域開放施設は東側、現在の正門近くの北側にまとめて配置する案でございます。

次にB案でございます。これは逆に、体育館を現在の正門の近くに配置した案でございます。したがって、教室棟につきましては、北側と西側を使って普通教室を配置してございます。教室の向きといたしましては、南側と東側を向いた形でございます。地域開放施設につきましては、西側の校舎1階部分を使って設けていく案でございます。

もう一つ、通用口についてでございます。A案・B案とも東側に正門がございますが、更に敷地の南側に新たに一つ、児童用あるいはB案では開放用も兼ねていますが、そこに通用口を設ける案でございます。これは、この学校の東南側が向台小学校の学区域でございますので、そちらから通ってこられる児童が多いので、東側だけではなくもう1カ所通用口を設けて通学しやすくする考えでございます。

ただ、南側でございますけれども、道路よりも学校の敷地のほうが最大で1.5メートルほど高いような配置になってございますので、入口からスロープのようなものを設けて、校舎に入っていけるように考えてございます。

それからC案でございますが、給食室を正門の一番近くに配置し、体育館はA案と同様敷地の西側に配置した案でございます。普通教室につきましては、2階・3階・4階に南向きで配置する形でございます。また、地域開放施設につきましては、体育館の上に配置いたします。ただし、体育館の中に全部入りませんので、開放図書館につきましては、敷地の一番西の奥に学校図書館と並べて配置する案でございます。

入口につきましては、児童の通用口につきましては先ほどA案・B案でご説明した場所の西側と南側に配置しまして、開放用につきましては少し切り離れた場所に配置する案でございます。これは体育館の上に地域開放施設を配置することで、入口をそこへ設けた案でございます。

以上が、それぞれの学校についての配置案でございます。今後、各学校の統合委員会に報告いたしまして、また2月中旬に各学校について2回ずつ区民意見交換会を開く予定でございます。また、関係する町会にも、町会長会議の場でそれぞれご説明し、いろいろと意見を伺いながら最終的には3月末に計画としてまとめていきたいと考えてございます。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

田辺教育長

各委員から、質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

詳細なまとめをありがとうございます。

10 ページ・11 ページに基本的な考え方でまとめられているのですけれども、計画コンセプトのところ、基本構想と新しい中野をつくる 10 か年計画がコンセプトの柱になっていると思うのです。ぜひ、これにもう 1 点、地域の特性というのでしょうか、そういうのを加えていただくとよいかと思います。先ほど説明の中でも、右のページの地域の拠点となる部分で、今後もう少し膨らませていくという説明がありましたけれども、その部分もぜひ。

今、聞いていると、どうしても敷地にいろいろな制約があるので、敷地の中で必要なものを配備する部分でかなり苦労されると思うのですけれども、そこに、今話した地域の特性も見える形で進めてもらえるといいなと思っています。

地域のこういった部分については、統合委員会でも既にいろいろと話しているのでしょうか。それとも、先ほどのようにこれから統合委員会に説明をして、意見を聞いていくという流れになるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

今回どちらかといいますと、非常に限られた時間で配置まで一遍に持っていかなければなりませんので、三中・十中のときに比べますと、議論する時間があまり取れなかったというのがございます。

もう一つは、もう少し具体的なものをお見せする中で意見を伺ったほうがということで、これから各統合委員会に今日ご説明した同様の内容のものをお示しして、更に統合校の新しい考え方も今、それぞれ検討していると聞いておりますので、そういうのを踏まえて加えていきたいと考えております。

副参事（学校再編担当）

統合委員会では、ここまでの資料をもとに議論はしていませんけれども、校庭の中にどういう配置になるかといった資料をもとにして協議をいたしました。それをもとに、統合委員会のメンバーであります P T A ですとか、地域の方からの「こういう学校になってほしい」という意見はいただいております。その中では、先ほど説明がありましたように、統合して人数がふえるので、校庭は今よりも広くしてほしいですとか、これからキッズ・プラザとか子育てひろば、地域開放型図書館もそうですが、セキュリティ・安全の確保に十分配慮してほしいという意見ですとか、それから参考ということですが、そういった子どものための施設のキッズ・プラザですとか子育てひろばが入ることについて、地域の方は P T A も含め非常に喜んでいただいているところがあります。

小学校は委員の中に、これから学校に入る乳幼児の親を公募で入れております。そういう方々からは、学校が子どものためによりよい施設になるのだということで、この内容については皆さんすごく前向きに、いいものにしてほしいと意見をいただいているところで、それは十分反映されたものになっていると考えております。

田中委員

制約もあるのでしょうか、ぜひ地域のそういう思いを具現化できるような計画にしていいただければと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

限られたスペースの中で教育活動、更にはまちの拠点としてのさまざまな機能を盛り込むことで、一方を重視すれば片方はどうなのかという部分がいろいろと出てくると思います。

具体的な話ではないのですが、私は新しく校舎を造った場合、いろいろな状況もあるでしょうけれども、半世紀ぐらい使っていくものだと思うのです。そういうことを考えたときに、今、教育をどういうふうに充実させていくかを考えたときに、今までの学校の形状でいいのかという部分を、本当は根本的に考えていく必要があるのではないかなと思います。要するに、例えば、まちの拠点として考えたときに体育館の位置、例えば避難所が想定されるようなときにどうなのかとか、それからキッズ・プラザとかそうした施設をどういったところに置くかとか。

一方、教育指導的な視点から見ると、特別支援学級を入口の近くに置くことが果たして妥当なのかとか。要するに、外にぱっと飛び出すようなこともあるかもしれませんが、逆にそれは専門家の意見から、それは一般的にこういう状況が考えられますよということもいろいろとあると思うのです。

それから私は、今、学校が多様化する社会の中でいろいろと対応しなければいけないことを考えたときに、いわゆる職員室の大きさとか、校長室の大きさとか、それから学校によっては教室に余裕があつて応接室的なものを設けているのですが、そういうスペースがなくていいのかということです。

例えばいろいろな地域を回ると、校長室のスペースは1教室分あつて、半分は応接スペースになっているとか。逆に小さい部屋が幾つかあつたほうがいいのか、そういったものを

いろいろと考えていく必要があるのかなと。

さっきの 11 ページの中の、教育環境の整備といったときに、私は教育指導的な面から見ると、例えば図書室、コンピュータ室を一体的に整備して、「学ぶ・調べる」というのですが、今の流れからすると「学ぶ・調べる・伝える」という「伝える」の部分がなければいけない。そうしたときに、伝える部分のスペースとか集会スペースとかは、いろいろな地域で今はオープンスペースを入れているわけですね。いろいろな考え方がありますので、私は必ずしもオープンスペースがいいとは思っていませんが、要するにそういった視点から 50 年先の学校を考えたときに、今までのような学校でいいのだろうか。

教育を新しく、いい意味で変えていくときに、やはり器から変えていく必要があるかなと思うわけです。あとは、限られた中でオープンスペースをどういうふうに入れていくか、また、三中・十中のときにもお話したように、今は小学校の場合は恐らく校庭は人工芝、またはラバー的なものとか、土のグラウンドではないことを考えたときに、一足制を取り入れて、ここでいうと昇降口のスペースは相当空きますので、今の応接室だとか地域の拠点としてのそうしたゆったりしたスペースとか、安全を確保するスペースがいろいろできると思います。そういう点で、少しでも 21 世紀の学校として、いい意味で今までと違う部分が盛り込まれたものであるといいなというのが私の感想です。

以上です。

田辺教育長

今後の検討の中で、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

渡邊委員

私も、今、小林委員が言ったように、こういったとても大きなお金を使って新しいものを造ることは、非常に責任が重大だと思っております。そして、少なくとも半世紀、50 年は今後使っていくだろうというものを造るのですから、十分な検討が必要で、皆さんにもご理解いただけるような検討の事実を残さなければいけないと思っております。そういう意味では、3 月までに決めるのは非常にタイトな感じはするのですが、その中で最初にあったように、決まった棟内ですから校庭はこれだけ欲しいといっても決まったスペースの中でやるわけですので、小林委員が言われたように、人工芝にした時点でのメリットというのは必ず生まれてきて、一足制にすることによって下駄箱の広さがエントランスになれば、学校自身の価値も上がりますし、エントランスのスペースが全て開放スパー

スになるのであれば、これも一つのスペースの確保として具体的な案として載せていかなければいけないのではないかと思います。そういう話もあったな、ではいけなくて、これからを見据えた形で検討された事項については、やはり記録として残していったら、そういうスペースを確保するというのは非常に大切なことで、今までどおりというのはいかななものかだと思います。

また、これは後でも検討できると思うのですけれども、職員室の配置なんか今までと違った配置も考えなければいけない。少し脱線しますけれども、私は内科学会で臨床研究会というのをやっているのですが、都内の大学病院を臨床研究会で回って、その研究会の発表の後に新しくなった大学病院を病院見学という形で見せていただくことをやっているのですけれども、こここのところ病院も皆さん多く知っているように、どんどん変わっている。でもどの病院も全部同じではなくて、それぞれどんどん進化して最新の病院がやはり最高にいいのです。その中には工夫がある。だから私たちも中野中学校を造ったときに、幾つかの反省点は必ずあると思うのですけれども、そこは明確にしてその反省点を盛り込んで少しずつやらなければいけないのと、これだけ大きな事業を行うには、あとは現場で使っている先生方のご意見、生徒の意見、地域の意見をしっかり整理して見える形にしていかなければいけないと思います。

そういった意味では、一足制にしてもそうですし、配置関係でもそれを論議した形、要は業者から提供されたものをただ受け入れるのではなくて、これからは私たちからの提案も明確に仕様書に加えていかないといけないかなと考えております。とてもいい案ですがけれども、あとは仕様についてよく検討していただきたいと思います。

私が気になったのは、大和小学校は地域の制限があって天井が30センチメートル低くなっていると思うのですが、そうすると、同じ面積はそうなのですが、体積でいうとかなり小さくなってくる。体積で小さくなると、これは専門家の話になるのですけれども、圧迫感が本当に大丈夫なのかと。そういった部分も少し気になるころではあります。そういった仕様の中で、一般よりもずれた仕様を作っている場合には、業者からの大丈夫かという、これだったら全く心配要らないですよという確認を、プロの人からいただくということも必要なのかなと思いました。

田辺教育長

貴重なご意見ありがとうございます。

今、渡邊委員から最後に大和小の話がありましたけれども、ここは第一種低層住居専用

地域なので、10メートルの高さ制限があるのですが、私たちもやはり3.2メートルというのはあまりにもということで、今、改善策をいろいろと考えていまして、少なくともほかの学校と同程度のものにするよう条件付けて改善を要求していますので、そのような形で整備していくことを考えております。

小林委員

済みません、ちょっと細かいことになってしまうかもしれませんが、例えば私は常々学校の教室へ行って感じることは、子どもたちは普通教室で学習をし、そこで給食を食べ、そして掃除をしたり1日生活をしたりするのですが、例えばその部屋の中に掃除をした雑巾が干してあると。一般的に家で生活するところで雑巾を干すことはしないと思うのです。そういった環境は、これまでも何十年と、多くの学校で当たり前のように行われていたと思うのですけれども、バックヤードのようなスペースを各階に設けて、雑巾を干せるとかいろいろな物が置けるとか、そういう空間を造れないのだろうか。

更には、これは渡邊委員、田中委員のご専門かもしれませんが、教職員の休養室というもの。先生方も1日教育活動の執務をしていく中で、休憩時間とかいろいろな状況の中でお茶を飲むとか、休憩するという隙間がほとんどないのです。今だと荷物の中に埋もれて、そこでお茶を飲むという状況を、少しでも工夫していく必要があるのではないかなと私は感じています。

これまで義務教育は横並び、どこも同じでいいという発想もあって、結局そういった概念から抜け出せなくて、何十年と同じようなものが繰り返されてきて、そこにもよさはあると思うのですが、一方ではそうでないものを求めて、私学志向になるというのは典型的だと思うのです。そういう意味では、どんどん公立学校もいろいろといい意味で変わっていくという姿勢についても、こういう中に記載があればいいなというのが、私の考え方です。

渡邊委員

私も、産業医をやっているとして、小学校はその基準に値しないのですけれども、高校になると、職員の数から職員に対する休憩室を設けることが、国から義務付けられているのです。その休憩室とはどういうものかという定義も実際にはあるのですけれども、新しいものを造る場合には、明確にコンセプトの中の一つとして、職員のための休憩室を確保する必要があるのではないかと考えております。余ったから造るかではなくて、最初から造ることを前提に話して、部屋割りをする必要があるのではないか。確かにそれがなかなか

うまく機能しなかったりとか、いろいろなことがありますけれども、あればそのコミュニケーションであったり憩いの場になったりしますので、ロッカー室だけではなくてそういったものも造るべきかなと思っております。実際には、法律の基準で大きな会社になると男女別々に造らなければいけないとか、そこまで規定はあるのですが、そこまではなくても、やはり憩いの場としてみんなが集まれる場を最初から確保するというのを、仕様書の中に書き込むことは私も大賛成です。

田辺教育長

様々意見をいただきましたけれども、これがスタート時点ということで工夫させていただきたいと思います。

ほかによろしいですか。

それでは、本報告につきましては終了させていただきます。

<議決事件>

田辺教育長

続きまして、議決事件第1号議案「平成28年度教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りします。本件は人事に関する案件を取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

傍聴の方のご退室の前に、事務局から次回の開催について報告を願います。

副参事(子ども教育経営担当)

次回定例会は、2月3日午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

田辺教育長

それでは、恐れ入りますが、傍聴の方はここで、会場の外へご退出をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時28分閉会